

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(15時40分)

休憩中に町長より「議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について」「議案第28号平成29年度松田町一般会計補正予算(第2号)」の追加議案が提出されました。

お諮りします。提出されました追加議案を日程に追加し、「議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について」「議案第28号平成29年度松田町一般会計補正予算(第2号)」を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1「議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について」、追加日程第2「議案第28号平成29年度松田町一般会計補正予算(第2号)」を直ちに議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

事務局より議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について及び議案第28号平成29年度松田町一般会計補正予算(第2号)を配付させます。事務局、お願いします。

(資料配付)

配付漏れはございますか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第1「議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について。次のとおり松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者として指定する。1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町介護予防・生活支援拠点施設。所在地、松田町松田惣領1964番2。2、指定管理者の名称等。名称、谷戸自治会。代表者、自治会長 川口英和。所在地、松田町松田庶子1544番2。3、指定の期間。平成29年6月15日から平成33年3月31日まで。

平成29年6月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。先ほど議案第21号でお認めいただいた松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例に規定する指定管理者の指定についてでございます。この施設は、介護予防・生活支援拠点施設であるとともに地域集会施設であります。既に地域集会施設の指定管理者である谷戸自治会に施設を一体として管理、活用していただくことで、谷戸自治会の裁量による地域住民が集い多世代の交流などが促進されると考えられることから提案させていただきました。議案記載の1、2、3、それぞれ町長の提案説明のとおりです。3の指定の期間ですが、3年9カ月余となっておりますが、これは、谷戸地域集会施設の指定管理者に施設全体を一体管理していただくため、谷戸地域集会施設の委託期間の残りの期間を委託期間の終期といたしました。

1枚おめくりください。参考資料1です。平成29年6月15日から平成33年3月31日までの収支計画となります。従前から谷戸自治会は、谷戸地域集会施設の指定管理者として原則9時から21時まで管理していただいていたところですが、介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の施行とともに、平日の9時から17時まででは同条例の規定が適用されますが、施設の管理に関しては、従前の地域集会施設の管理と変わるものではございません。したがって、谷戸地域集会施設の指定管理委託料の中で、光熱水費、3年9カ月余分の23万2,000円といたしました。

1枚おめくりください。参考資料2になります。町長から谷戸自治会の川口会長への指定管理者の候補者の選定結果についての通知の写しでございます。裏面、お願いします。福祉課長から指定管理者選定委員会委員長宛ての候補者選定依頼通知の写しでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第27号松田町介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。